

平成28年5月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成28年度5月補正予算等関係)

地域振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成28年5月定例会議案説明資料目次

地域振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育・学術振興課	2
		文化政策課	4
		スポーツ課	7
	2 歳入歳出事項別明細書		10
	3 節の明細		13

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について	地域振興課	14

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	長期継続契約の締結状況について	地域振興課	18

議案説明資料総括表

地域振興部

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育・学術振興課	3,257,220	15,408	3,272,628				15,408	
文化政策課	1,895,267	12,953	1,908,220			12,953	0	
スポーツ課	1,119,400	144,024	1,263,424		113,000	17,972	13,052	
地域振興部 計	10,224,127	172,385	10,396,512	0	<79,100> 113,000	30,925	28,460	県費負担 107,560

説明

(教育・学術振興課)

- ・(新)大学連携強化による地域の元気づくり活動支援事業 1,710千円
- ・私立学校施設整備費補助金 13,698千円

(文化政策課)

- ・(新)県立童謡館基金造成補助事業 770千円
- ・(新)県立米子コンベンションセンター基金造成補助事業 11,252千円
- ・(新)鳥取県立倉吉未来中心基金造成事業補助事業 931千円

(スポーツ課)

- ・(新)県立武道館基金造成補助事業 593千円
- ・(新)県営東山水泳場基金造成補助事業 1,379千円
- ・県立体育施設バリアフリー化事業 142,052千円

(注) 起債欄の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。
備考欄の県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

教育・学術振興課 (内線: 7824)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大学連携強化による地域の元気づくり活動支援事業	0	1,710	1,710				1,710	
トータルコスト	0	1,710	1,710	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	大学等との調整、補助金申請書の審査、交付決定、補助金の支払い等				
工程表の政策目標(指標)	高等教育機関の教育内容の充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 背景								
過疎化や高齢化などの様々な課題を抱えている県内地域では、大学と地域の連携による地域おこし実践活動(大学生との交流・大学生の地域づくりへの参画など)を推進しており、都市部の若者を地域に呼び込んでいくことが、地域の元気づくりを進めていく上で、重要なテーマとなっている。								
(2) 目的								
県外大学と県内大学、地域との連携を強化し、学生による地域の課題解決や地域おこし活動を支援するとともに、県外大学の地域おこし活動の拠点の県内誘致を進める。								
2 主な事業内容								
県外大学生が県内大学と共同で取り組む県内(地域)での活動に対する支援を行う。								
【補助対象者】 県外大学及び県内大学								
【補助対象経費】 県外大学生等の旅費、県外大学生と地域住民等との交流会開催経費								
【補助率】 2分の1								

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

教育・学術振興課(内線:7841)

8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	6,160	13,698	19,858				13,698	
トータルコスト	6,940	13,698	20,638	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金申請書の審査、交付決定、補助金支払				
工程表の政策目標(指標)	私立学校施設の耐震化推進への支援 県内の私立学校が魅力的な学校として持続的に発展するための支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

○私立高等学校等が行う大規模な修繕等に要する経費を助成することにより、教育環境の整備を促進する。(耐震改修以外)

○補助率: 1/3 (単県)

2 事業内容

建設後、概ね20年以上経過した私立高等学校等の既存校舎等の修繕に対して助成を行う。

(単位:千円)

学校名	事業概要	事業費	補助率	補助金額
米子北高校	・トイレの一部洋式化(第1校舎及び管理棟) ・教室の建具改修(第1校舎) ・昇降口天井の防水工事(第1校舎)	24,293	1/3	8,098
倉吉北高校	・トイレの洋式及び内部全面改修(第1校舎) ・トイレの出入り口及び水回り工事(第2校舎)	16,799	1/3	5,600

3 これまでの取組状況、改善点

(1) 私立高等学校大規模修繕事業(耐震補強工事)

平成24年度 3棟、平成25年度 1棟

(2) 私立学校振興資金利子補助金

平成23年度 補助金の支給期間を延長(7年→10年)

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

文化政策課 (内線: 7839)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
(新) 県立童謡館基金造成補助事業	0	770	770			770		
トータルコスト	0	1,550	1,550	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者選定に際して、公募施設のように競争が働いていないことから、管理委託料に余剰額が生じた場合は、その全額を県に返納していただき、県がその返納額の範囲内で、指定管理者が公益事業への充当等を目的として設ける基金の造成経費に対して、改めて補助金として交付することとしている。

平成27年度の管理委託料の余剰額については、県への返納額から、外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額を控除した額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	金額	主な内容
平成27年度管理委託料余剰金 (A)	1,485	・委託費の減 ・光熱水費の減 等
複数年契約の導入による請負差額 (B)	329	・清掃業務委託 ・設備保守点検業務委託 等
差引 (C) = (A) - (B)	1,156	
基金造成補助金の額 (D) = (C) × 2/3	770	(参考) 平成27年度管理委託料支払額 74,690千円

- ・補助金交付先: 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 (指定管理者)
- ・基金を充当できる事業
 - ① 指定管理者が定款に定める公益事業
 - ② 鳥取県立童謡館の管理運営

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

文化政策課 (内線: 7839)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立米子コンベンションセンター 基金造成補助事業	0	11,252	11,252			(雑入) 11,252		
トータルコスト	0	12,032	12,032	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者選定に際して、公募施設のように競争が働いていないことから、管理委託料に余剰額が生じた場合は、その全額を県に返納していただき、県がその返納額の範囲内で、指定管理者が公益事業への充当等を目的として設ける基金の造成経費に対して、改めて補助金として交付することとしている。

平成27年度の管理委託料の余剰額については、県への返納額から、外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額を控除した額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	金額	主な内容
平成27年度管理委託料余剰金 (A)	17,737	・委託費の減 ・光熱水費の減 等
複数年契約の導入による請負差額 (B)	858	・清掃業務委託 ・設備保守点検業務委託 等
差引 (C) = (A) - (B)	16,879	
基金造成補助金の額 (D) = (C) × 2/3	11,252	(参考) 平成27年度管理委託料支払額 129,549千円

- ・補助金交付先: 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー (指定管理者)
- ・基金を充当できる事業
 - ① 指定管理者が定款に定める公益事業
 - ② 鳥取県立米子コンベンションセンターの管理運営

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

文化政策課 (内線: 7839)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
(新) 鳥取県立倉吉未来中心基金造成事業補助事業	0	931	931			931		
トータルコスト	0	1,711	1,711	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者選定に際して、公募施設のように競争が働いていないことから、管理委託料に余剰額が生じた場合は、その全額を県に返納していただき、県がその返納額の範囲内で、指定管理者が公益事業への充当等を目的として設ける基金の造成経費に対して、改めて補助金として交付することとしている。

平成27年度の管理委託料の余剰額については、県への返納額から、外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額を控除した額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	金額	主な内容
平成27年度管理委託料余剰金 (A)	6,564	・人件費の減 ・光熱水費の減 等
複数年契約の導入による請負差額 (B)	5,167	・清掃業務委託 ・設備保守点検業務委託 等
差引 (C) = (A) - (B)	1,397	
基金造成補助金の額 (D) = (C) × 2/3	931	(参考) 平成27年度管理委託料支払額 97,629千円

- ・補助金交付先: 公益財団法人鳥取県文化振興財団 (指定管理者)
- ・基金を充当できる事業
 - ① 指定管理者が定款に定める公益事業
 - ② 鳥取県立倉吉未来中心の管理運営

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

5目 スポーツ振興費

スポーツ課（内線：7919）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立武道館基金造成補助事業	0	593	593			(雑入) 593		
トータルコスト	0	593	593	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者選定に際して、公募選定のように競争が働いていないことから、管理委託料に余剰額が生じた場合は、その全額を県に返納していただき、県がその返納額の範囲内で、指定管理者が公益事業への充当等を目的として設ける基金の造成経費に対して、改めて補助金として交付することとしている。

平成27年度の管理委託料の余剰額については、県への返納額から、外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額を控除した額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	金額	主な内容
平成27年度管理委託料余剰額 (A)	1,180	・光熱水費 等
複数年契約の導入による請負差額 (B)	291	・清掃業務委託 ・設備保守点検業務委託 等
差引 (C) = (A) - (B)	889	
基金造成補助金の額 (D) = (C) × 2/3	593	(参考) 平成27年度管理委託料支払額 65,426千円

補助金交付先：公益財団法人鳥取県体育協会（指定管理者）

基金を充当できる事業：

(1) 指定管理者が定款に定める公益事業

＜想定されるもの＞

- ・鳥取県におけるスポーツの振興に資する事業
- ・鳥取県立武道館において武道の普及振興に資する事業

(2) 鳥取県立武道館の管理運営

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

5目 スポーツ振興費

スポーツ課 (内線: 7919)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県営東山水泳場基金造成補助事業	0	1,379	1,379			(雑入) 1,379		
トータルコスト	0	1,379	1,379	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者選定に際して、公募選定のように競争が働いていないことから、管理委託料に余剰額が生じた場合は、その全額を県に返納していただき、県がその返納額の範囲内で、指定管理者が公益事業への充当等を目的として設ける基金の造成経費に対して、改めて補助金として交付することとしている。

平成27年度の管理委託料の余剰額については、県への返納額から、外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額を控除した額の3分の2を、指定管理者に基金造成補助金として交付する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	金額	主な内容
平成27年度管理委託料余剰額 (A)	2,202	・燃料費 等
複数年契約の導入による請負差額 (B)	134	・清掃業務委託 ・警備業務委託
差引 (C) = (A) - (B)	2,068	
基金造成補助金の額 (D) = (C) × 2/3	1,379	(参考) 平成27年度管理委託料支払額 26,475千円

補助金交付先: 一般財団法人鳥取県水泳連盟 (指定管理者)

基金を充当できる事業:

- (1) 指定管理者が定款に定める公益事業
 <想定されるもの>
 ・水泳教室や水泳に関するセミナー実施事業
- (2) 鳥取県営東山水泳場の管理運営

平成28年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

5目 スポーツ振興費

スポーツ課 (内線: 7919)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県立体育施設バリアフリー化事業	4,545	142,052	146,597		<79,100> 113,000	(雑入) 16,000	13,052	県費負担 92,152
トータルコスト	5,325	142,052	147,377	(補正に係る主な業務内容) 施設改修に係る関係機関・施設との調整				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

2020年東京パラリンピック開催に向けて、障がい者スポーツの環境整備を積極的に図るため、県立社会体育施設のバリアフリー化を推進する。

2 主な事業内容

施設名	事業費	設計委託費		工事請負費	主な改修内容
		設計委託費	工事請負費		
鳥取産業体育館 鳥取屋内プール	148,035	5,983	142,052		エレベーター設置、多目的トイレ設置、トイレ洋式化、2階観客席設置

※設計委託は、平成27年度実施済み。

【スポーツ振興くじ助成制度】

- ・申請事業…スポーツ競技施設の整備
- ・申請内容…エレベーター設置等のバリアフリー化に係る経費
- ・交付決定額…16,000千円

3 これまでの取組状況、改善点

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、行政機関及びスポーツ関係団体が意見を交わす場として設置された「スポーツ戦略会議」で、障がい者スポーツの普及のため、県立体育施設のバリアフリー化の提言があった。
- ・これを受けて、障がい者スポーツ団体、施設利用者、施設管理者が共同で施設を点検した。
- ・障がい者スポーツ団体の意向を踏まえ、年次的に実地点検結果項目の改修を進めるものである。

(単位: 千円)

施設名	主な事業概要	H26予算額	H27予算額	H28予算額	H29予算額
米子産業体育館	EV、多目的トイレ、2F観客席	設計 4,844	工事 85,087		
県立武道館	身体障がい者用駐車場	設計 1,060	工事 8,635		
鳥取産業体育館 鳥取屋内プール	EV、多目的トイレ、2F観客席		設計 5,983	工事 142,052	
倉吉体育文化会館	EV、トイレ洋式化			設計(※) 4,545	工事(※) 81,407

※倉吉体育文化会館の設計委託費は、平成28年度当初予算で要求済み。工事請負費は概算額であり、実施設計完了後に要求予定。

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県費負担額は起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成28年度5月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費					
		補正前	補正額	補正後	うち地域振興部		
					補正前	補正額	補正後
1	報酬	540,986	54	541,040	130,852		130,852
2	給料	2,917,486		2,917,486	588,593		588,593
3	職員手当等	4,480,023		4,480,023	307,917		307,917
4	共済費	1,159,905		1,159,905	233,016		233,016
5	災害補償費	500		500			
6	恩給及び退職年金	20,848		20,848			
7	賞金	36,107		36,107	8,015		8,015
8	報償費	275,238	1,529	276,767	13,026		13,026
9	旅費	245,932	2,883	248,815	42,134		42,134
	費用弁償	29,291	75	29,366	5,884		5,884
	普通旅費	164,106		164,106	27,836		27,836
	特別旅費	52,535	2,808	55,343	8,414		8,414
10	交際費	3,600		3,600			
11	需用費	567,117	273	567,390	78,037		78,037
12	役務費	547,332	415	547,747	48,258		48,258
13	委託料	5,153,053	28,101	5,181,154	1,594,328	4,839	1,599,167
14	使用料及び賃借料	679,370	1,837	681,207	34,616		34,616
15	工事請負費	2,359,459	192,606	2,552,065	1,439,064	137,213	1,576,277
16	原材料費						
17	公有財産購入費						
18	備品購入費	141,271		141,271	21,914		21,914
19	負担金、補助及び交付金	8,018,430	40,233	8,058,663	5,579,883	30,333	5,610,216
20	扶助費						
21	貸付金						
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000			
23	償還金、利子及び割引料	170,200		170,200			
24	投資及び出資金						
25	積立金	3,130,311		3,130,311	2,359		2,359
26	寄付金		198,478	198,478			
27	公課費	361		361			
28	繰出金						
	予備費						
	計	30,449,529	466,409	30,915,938	10,122,012	172,385	10,294,397
財 源 内 訳	国庫支出金	2,151,426	17,010	2,168,436	1,519,232		1,519,232
	地方債	3,028,000	158,000	3,186,000	1,462,000	113,000	1,575,000
	その他	4,012,222	230,925	4,243,147	1,215,331	30,925	1,246,256
	一般財源	21,257,881	60,474	21,318,355	5,925,449	28,460	5,953,909

平成28年度5月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目	2款 総務費								
	うち地域振興部								
	1項 総務管理費						2項 企画費		
節	補正前	補正額	補正後	8目 私立学校振興費			補正前	補正額	補正後
				補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	40,682		40,682	760		760	39,076		39,076
2 給 料							498,617		498,617
3 職 員 手 当 等							256,690		256,690
4 共 済 費	6,467		6,467				191,084		191,084
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 賞 金									
8 報 償 費	200		200	200		200	4,896		4,896
9 旅 費	4,038		4,038	933		933	27,453		27,453
費用 弁 償	413		413	373		373	4,307		4,307
普 通 旅 費	3,465		3,465	400		400	16,869		16,869
特 別 旅 費	160		160	160		160	6,277		6,277
10 交 際 費									
11 需 用 費	31,568		31,568	273		273	16,574		16,574
12 役 務 費	12,494		12,494	200		200	16,919		16,919
13 委 託 料	73,502		73,502	832		832	1,484,425	4,839	1,489,264
14 使用料 及び 賃借料	12,406		12,406	69		69	16,000		16,000
15 工 事 請 負 費	427,169		427,169				1,011,895	137,213	1,149,108
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費	885		885	15		15	20,984		20,984
19 負担金、補助及び交付金	2,666,674	13,698	2,680,372	2,659,273	13,698	2,672,971	1,683,045	16,635	1,699,680
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資 及び 出資金									
25 積 立 金							2,359		2,359
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	3,276,085	13,698	3,289,783	2,662,555	13,698	2,676,253	5,270,017	158,687	5,428,704
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	812,433		812,433	812,433		812,433	71,763	71,763
	地 方 債	436,000		436,000			1,026,000	113,000	1,139,000
	そ の 他	3,842		3,842	450		787,412	30,925	818,337
	一 般 財 源	2,023,810	13,698	2,037,508	1,849,672	13,698	1,863,370	3,384,842	14,762

平成28年度5月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費						地域振興部 計		
		うち地域振興部								
		2項 企画費			5目 スポーツ振興費			補正前	補正額	補正後
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	9,598		9,598	25,713		25,713	130,852		130,852
2	給 料							588,593		588,593
3	職 員 手 当 等							307,917		307,917
4	共 済 費	1,050		1,050	4,022		4,022	233,016		233,016
5	災 害 補 償 費									
6	恩 給 及 び 退 職 年 金									
7	賞 金							8,015		8,015
8	報 償 費	2,441		2,441	2,149		2,149	13,026		13,026
9	旅 費	9,952		9,952	10,082		10,082	42,134		42,134
	費用 弁 償	1,848		1,848	2,459		2,459	5,884		5,884
	普 通 旅 費	5,715		5,715	4,217		4,217	27,836		27,836
	特 別 旅 費	2,389		2,389	3,406		3,406	8,414		8,414
10	交 際 費									
11	需用 費	6,065		6,065	6,190		6,190	78,262		78,262
12	役 務 費	6,435		6,435	5,029		5,029	48,933		48,933
13	委 託 料	713,188		713,188	638,341	4,839	643,180	1,650,108	4,839	1,654,947
14	使用料及び賃借料	7,922		7,922	3,394		3,394	37,132		37,132
15	工 事 請 負 費	963,614		963,614	48,281	137,213	185,494	1,439,064	137,213	1,576,277
16	原 材 料 費									
17	公有財産購入費									
18	備 品 購 入 費	700		700	20,284		20,284	21,914		21,914
19	負担金、補助及び交付金	791,660	14,663	806,323	231,107	1,972	233,079	5,622,802	30,333	5,653,135
20	扶 助 費									
21	貸 付 金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積 立 金							2,359		2,359
26	寄 付 金									
27	公 課 費									
28	繰 出 金									
	予 備 費									
	計	2,512,625	14,663	2,527,288	994,592	144,024	1,138,616	10,224,127	172,385	10,396,512
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	31,163		31,163				1,522,434		1,522,434
	地 方 債	971,000		971,000	55,000	113,000	168,000	1,462,000	113,000	1,575,000
	そ の 他	611,483	12,953	624,436	149,543	17,972	167,515	1,226,021	30,925	1,256,946
	一 般 財 源	898,979	1,710	900,689	790,049	13,052	803,101	6,013,672	28,460	6,042,132

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2款 総務費		
1項 総務管理費		
8目 私立学校振興費		
負担金、補助 及び交付金	私立学校大規模修繕等促進事業補助金	13,698
2項 企画費		
2目 計画調査費		
負担金、補助 及び交付金	大学連携強化による地域の元気づくり活動支援事業補助金	1,710
	鳥取県立倉吉未来中心基金造成事業補助金	931
	鳥取県立米子コンベンションセンター基金造成事業補助金	11,252
	鳥取県立童謡館基金造成事業補助金	770
5目 スポーツ振興費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取県立武道館基金造成事業補助金	593
	鳥取県営東山水泳場基金造成事業補助金	1,379

条例名等	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における公職の候補者の選挙運動用自動車の使用等に関する公営制度の基準額が引き上げられたことに鑑み、県議会議員選挙及び県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に係る基準額を引き上げるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 自動車の使用に関する基準額</p> <p>ア 自動車の借入れ 新 1万5,800円/日 旧 1万5,300円/日</p> <p>イ 燃料供給 新 7,560円×選挙運動に使用した日数 旧 7,350円×選挙運動に使用した日数</p> <p>(2) ビラ作成に関する基準額(1枚当たり単価)</p> <p>ア 作成枚数が5万枚以下の場合 新 7円51銭 旧 7円30銭</p> <p>イ 作成枚数が5万枚を超える場合 新 $[37万5,500円 + 5円2銭 \times (作成枚数 - 5万枚)] \div 作成枚数$ 旧 $[36万5,000円 + 4円88銭 \times (作成枚数 - 5万枚)] \div 作成枚数$</p> <p>(3) ポスター作成に関する基準額(1枚当たり単価)</p> <p>ア ポスター掲示場数が500以下の場合 新 $(31万500円 + 525円6銭 \times 掲示場数) \div 掲示場数$ 旧 $(30万1,875円 + 510円48銭 \times 掲示場数) \div 掲示場数$</p> <p>イ ポスター掲示場数が500を超える場合 新 $[57万3,030円 + 27円50銭 \times (掲示場数 - 500)] \div 掲示場数$ 旧 $[55万7,115円 + 26円73銭 \times (掲示場数 - 500)] \div 掲示場数$</p> <p>3 施行期日</p> <p>施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が</p>	<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,300円</u>を超える場合には、<u>1万5,300円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が</p>

確認したものに限る。)

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合
7円51銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合
37万5,500円に5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(県費の支払)

第12条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が

確認したものに限る。)

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合
7円30銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合
36万5千円に4円88銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(県費の支払)

第12条 県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が

500以下である場合 525円6銭に当該ポスター掲
示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた
金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数
で除して得た金額（1円未満の端数がある場合に
は、その端数は、1円とする。以下同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が
500を超える場合 27円50銭にその500を超える数
を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を
当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除し
て得た金額

500以下である場合 510円48銭に当該ポスター掲
示場の数を乗じて得た金額に30万1,875円を加え
た金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の
数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合
には、その端数は、1円とする。以下同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が
500を超える場合 26円73銭にその500を超える数
を乗じて得た金額に55万7,115円を加えた金額を
当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除し
て得た金額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第2号

長期継続契約の締結状況について

(新規契約)

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	地域振興部地域振興課	物品 保守	モバイルパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	211,049	平成28年3月5日 ～平成31年3月31日	鳥取県地域振興部 地域振興課